

国官参事第1001号
令和元年11月29日

株式会社スターフライヤー
代表取締役社長執行役員
松石 禎己 殿

国土交通省航空局長
和田 浩一

航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告

令和元年7月31日、SFJ9202便（那覇空港発 北九州空港着）に乗務予定であった機長及び副操縦士について、乗務前のアルコール検査を実施せずに飛行勤務を開始し離陸のために移動を開始したところ、当該検査の未実施に気づいた貴社の地上担当者からの連絡を受けて、離陸直前に駐機場に引き返し当該便を欠航した旨、8月1日貴社から国土交通省航空局に報告があった。

また、令和元年8月11日、SFJ801便（北九州空港発 台湾桃園国際空港着）に乗務予定であった副操縦士について、乗務前のアルコール検査を実施した際にアルコールが検知されたため、別の運航乗務員に交代し当該便を運航した旨、同月13日貴社から国土交通省航空局に報告があった。

国土交通省航空局は、貴社からの報告後直ちに事実関係の調査及び再発防止策を報告するよう指示し、当該指示を踏まえ、貴社より、当該調査結果及び再発防止策に係る報告書の提出があった。

これらの報告された事実を受け、9月25日から26日まで航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第134条第1項及び第2項に基づく報告徴収及び立入検査を実施した結果、下記1. 記載のとおり的事実（以下「本件事実」という。）が認められた。

本件事実について、下記2. 記載のとおり、法第119条第2号に該当する行為が認められた。

このため、下記3. に掲げる措置を速やかに講ずるよう業務の改善を勧告する。
講じた措置については、令和元年12月20日までに報告されたい。

記

1. 運航乗務員が体内にアルコールを保有する状態で飛行勤務をした事実等

(1) SFJ9202便に係るアルコール検査未実施について確認された事実

- ① 運航規程（法第104条第1項に基づき国土交通大臣の認可を受けて貴社が定めた運航規程をいう。以下同じ。）では、出頭後速やかにアルコール検知器を使用したアルコール検査を行うことを義務付けていたが、当該便に乗務予定であった機長及び副操縦士は、当該検査を実施せずに飛行勤務を開始し、離陸のために移動を開始し

たところ、当該検査の未実施に気づいた貴社の地上担当者からの連絡を受けて離陸直前に駐機場に引き返した。

- ② 運航乗務員の健康管理や勤務時間管理を担う貴社の乗員業務課は、本来ならば当該機長らにアルコール検知器を携行させて出頭した時点で速やかに検査を行うよう指示すべきところを、操縦室に置かれていた検知器を使用して操縦室で検査を行うよう誤った解釈をし、指示を出した。
- ③ 乗員業務課は、出頭時刻を過ぎても当該機長らからアルコール検査実施の連絡がないことを認識していたが、同検査の実施指示などを行わなかった。更に、当該便が定刻よりも早く出発することになったことの情報共有もなされていなかった。

(2) SFJ801 便に係るアルコール検知について確認された事実

- ① 運航規程では、運航乗務員に対し飛行勤務開始前 12 時間以内の飲酒を禁止するとともに、酒気を帯びて飛行勤務を行うことを禁止していたが、当該便に乗務予定の副操縦士は、飲酒制限時間を守っていたものの適切な飲酒量を勘案することへの配慮を欠いた飲酒を行った。
- ② 当該副操縦士は出頭後に行った乗務前のアルコール検査で、「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（平成 31 年 1 月 31 日付国空航第 2278 号）」において、酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態として規定されている呼気中のアルコール濃度を超過するアルコールが検知され、乗務を交代するに至った。
- ③ 当該副操縦士は検知器の測定結果が表示される前に記録書に数値を記入し、立ち会い者に対して検査結果を見せなかった等の不適切な行動をとったが、これらの不適切な行動を貴社の立会者が制止できるような体制となっていなかった。更に、当該便に同乗予定であった機長が当該副操縦士のアルコール検査結果を確認せずに立ち去った。

2. 業務改善勧告の理由

上記 1. (1) ③及び上記 1. (2) ③のとおり、運航規程において求める酒気帯びの有無を確認するアルコール検査を適切に実施する体制となっておらず、運航乗務員によるアルコール検査の適正かつ確実な実施を確認するための体制が不十分であると認められる。

上記 1. (1) ①のとおり、当該機長らがアルコール検査を実施せずに飛行勤務を開始したことは、運航乗務員のアルコール検査を義務付けている運航規程に違反する行為であると認められる。また、上記 1. (2) ②のとおり、体内にアルコールを保有した状態で飛行勤務に至ったことは、乗務に影響を及ぼす一切の飲酒を禁止する運航規程に違反する行為であると認められる。

また、上記 1. (2) ①のとおり、貴社はアルコールの単位や分解時間などの基礎的な知識を習得するための教育等を行っており、当該副操縦士は当該教育等を受けていたにもかかわらず、飛行勤務に支障を及ぼす飲酒を行ったことに鑑みれば、飲酒に係る違反行為が重大な安全問題であるとの意識が浸透しておらず、運航乗務員の意識改革の徹底及び知識の定着が不十分であったものと認められる。更に、上記 1. (1) ②のとおり、運航規程において求める検査の時期がアルコール検査ガイドラインに適切に定められておらず誤解をまねく表現となっている点を踏まえると適切な形で知識の付与がなされていると認められ

ない。

上記1. (1) 及び(2) は複数の組織における不適切な事実が連続して発生したものであり、また、SFJ801 便の遅延を生じさせ利用者の利便を阻害したこと等を踏まえると、「航空の安全に係る不利益処分等の実施要領」(平成30年3月29日付国官参事第1340号)に定める不利益処分等の加重事由に該当するものである。

他社における飲酒に起因する不適切事案等を受け、国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対してその対策を相次いで指示している状況において、貴社においてアルコール検査未実施に係る違反行為とアルコール検知に係る違反行為が相次いで発生したことは安全上重大な問題であり、航空安全に対する国民の信頼を損なうものであると認められる。

以上のとおり、貴社は、正当な理由がないにもかかわらず、運航規程を実施しなかったものであり、法第119条第2号に該当する行為であると認められる。

3. 講ずるべき措置

航空運送事業者は、利用者の利便の増進を図る上で、航空の安全を確保し絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

しかしながら、上記2. のとおり、今般、貴社において航空の安全に影響を及ぼす違反行為が認められ、かつ、適切に再発防止策を講じるための安全管理システムが十分に機能していないことが認められる。

航空の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要である。このため、貴社における航空の安全を確保するために貴社自らが問題点を見つけ改善する仕組みを再構築する等の改善を求めるため、以下の措置を講じることを勧告する。

(1) アルコール検査体制の再構築

運航乗務員によるアルコール検査が適正かつ確実に行われ、立会者の主体性と独立性を確保してその機能を果たすようアルコール検査体制を抜本的に見直すこと。また、乗務前検査の完了を確認した後でなければ次の段階に移行できないなどの検査未実施を防止する仕組みを構築すること。

(2) 運航乗務員の意識改革とアルコールに関する教育の見直し

全ての運航乗務員に対し、飲酒が及ぼす航空機の航行の安全への重大性を確実に浸透させるとともに、十分な教育を実効性のある手法により早期に完遂し、また、定期的な教育を実施するだけでなく、当該教育活動による知識の定着を継続的に確認する体制を構築すること。

(3) 運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化等

「運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化等の指示について(令和元年10月8日付国官参事第803号)」で指示したとおり、以下の措置を講ずること。

- ① 禁酒時間外における過度な飲酒を防止すること。
- ② 出勤前に自身の体内アルコール濃度を定量的に確認するなどの自己管理を促す体制を構築すること。

- ③ 全ての運航乗務員の飲酒傾向を把握した上で、常習的な飲酒傾向のある運航乗務員に対して、乗務させずカウンセリングを実施する等の適切な措置を講じること。

(4) 報告書に記載された再発防止策の見直し

上記1.(1)及び(2)に関する報告書に記載された再発防止策の見直しを行い、追加的な措置も含めて再発防止策を講じること。また、それら再発防止策の進捗状況を適切に管理すること。

以上

国官参事第1002号
令和元年11月29日

株式会社スターフライヤー
代表取締役社長執行役員
松石 禎己 殿

国土交通省航空局長
和田 浩一

警 告 書

1. 安全統括管理者の職務に関する警告の理由

今般、貴社においては、航空法第119条第2号に該当する行為等が認められたことから、貴社に対し、「航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告」（令和元年11月29日国官参事第1001号。以下「業務改善勧告」という。）を発出したところである。

当該業務改善勧告で摘示したとおり、他社における飲酒に起因する不適切事案等を受け、国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対してその対策を相次いで指示している状況において、貴社においてアルコール検査未実施に係る違反行為とアルコール検知に係る違反行為が相次いで発生したことは、飲酒に係る違反行為が重大な安全問題であるとの意識が運航乗務員に浸透していないことが認められる。

また、貴社においてアルコール検査未実施に係る違反行為が発生した際にアルコール検査体制の不適切な実態を改善する機会があったにも関わらず、アルコール検知に係る違反行為が発生した際の運航乗務員におけるアルコール検査の適正かつ確実な実施を確認する体制が不十分であり、また、複数の組織における不適切な事実が連続して発生したことを踏まえると、貴社の安全管理体制が十分に機能していないことを指し示している。この状況は、航空機の運航の安全性に影響を及ぼしかねず、航空機の航行の安全上重大な問題であり、航空安全に対する国民の信頼を損ない社会的にも大きな影響を及ぼす極めて遺憾なものである。

以上のことから、貴社においては、安全統括管理者がその職務を怠っていたものと認められ、「航空の安全に係る不利益処分等の実施要領」（平成30年3月29日国官参事第1340号）の規定に基づき、下記2. のとおり安全統括管理者の職務について改善措置を実施すべきことを警告する。

2. 講ずるべき措置

航空運送事業者は、利用者の利便の増進を図る上で、航空の安全を確保し絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。航空の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸となって取り組むことが必要である。

しかしながら、上述のとおり、貴社において、個々の運航乗務員に飲酒が及ぼす航空機の航行の安全への重大性が浸透しておらず、また、運航乗務員におけるアルコール検査の

適正かつ確実な実施を確認するための体制が不十分であり、安全管理システムが十分に機能していないことが認められる。このため、貴殿に対して航空の安全を確保するための運航乗務員への意識改革、アルコール検査体制の強化等を求めるため、業務改善勧告に従い改善措置を講じるよう警告する。

なお、改善措置が実施されない場合など、この警告に違反した場合には、貴社に対して安全統括管理者の解任を命令することがあることを申し添える。

以上

SFJ801 便におけるアルコール検知事案に係る 運航乗務員に対する不利益処分等の概要

1. 事案の概要

令和元年8月11日、SFJ801便に乗務予定の副操縦士（当時）が乗務前のアルコール検査を行ったところ、同検査において、「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について（平成31年1月31日付国空航第2278号）」において酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態として規定されている呼気中のアルコール濃度（以下「国の基準」という。）を大きく超過するアルコールが検知された。

2. 国土交通省航空局による対応

（1）運航乗務員に対する不利益処分等

副操縦士（当時）：航空業務停止 90 日（航空法第 30 条の規定に基づく不利益処分）
機長：文書注意（行政指導）

（2）不利益処分等の理由概要

- 株式会社スターフライヤー（以下「同社」という。）では、航空法第 104 条第 1 項の規定に基づき認可された運航規程により酒気を帯びて飛行勤務を行うことを禁止していたが、飛行勤務開始時刻までに体内で分解可能なアルコール量を大きく超える過度な飲酒を乗務前日に行った結果、国の基準を大きく超えるアルコールが検出され、乗務を交代するに至った。これは、運航規程に違反する行為であるとともに、同社の検査体制が万一適切に機能しなかった場合にはアルコールの影響により航空機の正常な運航ができない状態で乗務して航空安全に重大な支障を及ぼした可能性がある行為である。
- また、乗務前アルコール検査において、同社の「運航乗務員のアルコール検査ガイドライン」の規定や立会者の指示等に従わず、検査結果判明以前に「0.00」との架空の測定結果等を記録用紙に記載したり、検査によるアルコール検知後に検知器の電源を切るなどして数度にわたって検査結果を立会者に提示しなかったり、実際の検査結果よりも少ない呼気アルコール濃度を立会者に報告したりした。さらには、2回目の検査でアルコールが検知された際、立会者に対し、実際には食べていないにもかかわらず、アルコール検知器が反応する可能性のある食物を出頭前に食べたと虚偽の報告をした。加えて、同ガイドラインにおいて飲食後は検査実施まで一定時間を空けなければならない旨規定されていることを認識しながら、再検査までの合間に立会者の了承なく飲食を行って再検査の実施時期を引き延ばした。これらの行為は、同社の運航規程により酒気帯びの有無を確認するために乗務前に実施することが義務付けられているアルコール検査を適切に実施しなかったのみならず、自分自身が乗務前日の飲酒の影響によりアルコールを体内に保有している可能性が高いことを自覚しながら、これを隠蔽しようとした非常に悪質な行為であると認められる。
- このため、当該副操縦士（当時）の行為は、航空法第 30 条第 2 号に規定する航空従事者としての職務を行うに当たっての「非行」に該当するとともに、航空安全に支障を及ぼす可能性のある非常に重大な行為であった。

- 機長については、当該副操縦士（当時）と一緒に出頭したにもかかわらず、当該副操縦士（当時）の乗務前アルコール検査の結果が出る前にその場を立ち去り、検査結果の確認を怠った。

以上

国官参事第1003号
令和元年11月29日

ジェットスター・ジャパン株式会社
代表取締役社長
片岡 優 殿

国土交通省航空局長
和田 浩一

航空輸送の安全の確保に関する業務改善勧告

令和元年9月27日、JJP200便（関西国際空港発 成田国際空港着）及びJJP153便（関西国際空港発 新千歳空港着）に乗務予定であった各機長について、乗務前のアルコール検査を実施した際にアルコールが検知されたため、別の運航乗務員に交代し当該便を運航した旨、同日貴社から国土交通省航空局に対し報告があった。

国土交通省航空局は、貴社からの報告後直ちに事実関係の調査及び再発防止策を報告するよう指示し、当該指示を踏まえ、貴社より、当該調査結果及び再発防止策に係る報告書の提出があった。

これらの報告された事実を受け、10月10日及び11日に航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第134条に基づく立入検査及び報告徴収を実施した結果、下記1. 記載のとおり的事実（以下「本件事実」という。）が認められた。

本件事実において、下記2. 記載のとおり、法第119条第2号に該当する行為が認められた。

このため、下記3. に掲げる措置を速やかに講ずるよう業務の改善を勧告する。
講じた措置については、令和元年12月20日までに報告されたい。

記

1. 運航乗務員が体内にアルコールを保有した状態で飛行勤務をした事実等

- （1） 運航規程（法第104条第1項に基づき国土交通大臣の認可を受けて貴社が定めた運航規程をいう。以下同じ。）では、運航乗務員に対し飛行勤務開始前8時間以内の飲酒を禁止するとともに、乗務に影響を及ぼす一切の飲酒を禁止し、酒気を帯びた飛行勤務を禁止していたが、JJP200便及びJJP153便に乗務予定であった各機長は、飲酒制限時間を守っていたものの適切な飲酒量を勘案することへの配慮を欠いた飲酒を行った。
- （2） 運航規程では、乗務割であらかじめ指示された飛行勤務の開始時にアルコール検査の実施が義務づけられているが、JJP153便に乗務予定であった機長は、運航規程において出頭時に速やかにアルコール検査を実施するものと定められているところ

を遅らせて実施した。更に1回目にアルコールが検知されてから、2回目の検査を速やかに実施することとされているが、手順に沿わずに速やかに検査を実施しなかった。

- (3) 当該各機長は出頭後に行った乗務前のアルコール検査で、「航空機乗組員の飲酒による運航への影響について(平成31年1月31日付国空航第2278号)」において、酒精飲料の影響によって正常な運航ができないおそれがある状態として規定されている呼気中のアルコール濃度を超過するアルコールが検知され、乗務を交代するに至った。

2. 業務改善勧告の理由

上記1.(1)のとおり、各機長がJJP200便及びJJP153便への乗務を控えながら適切な飲酒量を勘案することへの配慮を欠いた飲酒を行い、上記1.(3)のとおり、体内にアルコールを保有した状態で飛行勤務に至ったことは、乗務に影響を及ぼす一切の飲酒及び酒気を帯びて飛行勤務を禁止する運航規程に違反する行為であると認められる。

また、各機長は会社のeラーニングによるアルコール教育を受講していたが、飲酒量についての教育内容を認識していなかった。貴社ではアルコールに関する知識が確実に習得されていることを対面教育等により確認しておらず、アルコールに関する知識付与が不十分であったと認められる。

上記1.(2)のとおり、運航規程で定める時間から遅らせてアルコール検査を実施したことや、2回目のアルコール検査の実施指示が実効性の伴うものでなく適切に履行されなかったことは、飛行前のアルコール検査の手順を規定する運航規程に違反する行為であると認められ、運航乗務員によるアルコール検査の適正かつ確実な実施を確認するための体制が不十分であり、安全管理システムが十分に機能していなかったものと認められる。

これらは、他社における飲酒に起因する不適切事案等を受け、国土交通省航空局から定期航空運送事業者に対してその対策を相次いで指示している状況において行われ、航空安全に対する国民の信頼を損なうものであり、また、各機長からアルコールが検知されたため運航乗務員を交代する必要性が生じた結果、複数の便に欠航及び遅延を生じさせ、利用者の利便を阻害したこと等を踏まえると、「航空の安全に係る不利益処分等の実施要領」(平成30年3月29日付国官参事第1340号)に定める不利益処分等の加重事由に該当するものである。

以上のとおり、貴社は、正当な理由がないにもかかわらず、運航規程を実施しなかったものであり、法第119条第2号に該当する行為であると認められる。

3. 講ずるべき措置

航空運送事業者は、利用者の利便の増進を図る上で、航空の安全を確保し絶えず輸送の安全性の向上に努めなければならない。

しかしながら、上記2.のとおり、今般、貴社において航空の安全に影響を及ぼす違反行為が認められ、かつ、適切に再発防止策を講じるための安全管理システムが十分に機能していないことが認められる。

航空の安全を確保するためには、航空運送事業者が定める安全方針の達成に向けて、安全管理システムを統括する安全統括管理者を中心として、各部門及び全従業員が一丸とな

って取り組むことが必要である。このため、貴社における航空の安全を確保するために貴社自らが問題点を見つけ改善する仕組みを再構築する等の改善を求めるため、以下の措置を講じることを勧告する。

(1) 運航乗務員の意識改革とアルコールに関する教育の見直し

全ての運航乗務員に対し、飲酒が及ぼす航空機の航行の安全への重大性を確実に浸透させるとともに、十分な教育を実効性のある手法により早期に完遂し、また、定期的な教育を実施するだけでなく、当該教育活動による知識の定着を継続的に確認する体制を構築すること。

(2) アルコール検査体制の再構築

運航乗務員によるアルコール検査が適正かつ確実に行われるようアルコール検査体制を抜本的に見直すこと。また、会社の指示に従わない場合には乗務から外すなど、運航乗務員を厳格に指導監督し、実効性のあるアルコール検査体制を再構築すること。

(3) 運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化等

「運航乗務員の飲酒に関する自己管理の強化等の指示について（令和元年 10 月 8 日付国官参事第 803 号）」で指示したとおり、以下の措置を講ずること。

- ① 禁酒時間外における過度な飲酒を防止すること。
- ② 出勤前に自身の体内アルコール濃度を定量的に確認するなどの自己管理を促す体制を構築すること。
- ③ 全ての運航乗務員の飲酒傾向を把握した上で、常習的な飲酒傾向のある運航乗務員に対して、乗務させずカウンセリングを実施する等の適切な措置を講じること。

(4) 報告書に記載された再発防止策の見直し

上記 1. (1) 及び (2) に関する報告書に記載された再発防止策の見直しを行い、追加的な措置も含めて再発防止策を講じること。また、それら再発防止策の進捗状況を適切に管理すること。

以上

阪 空 安 第 17 号
令和元年 11 月 29 日

小川航空株式会社
安全統括管理者 殿

国土交通省 大阪航空局
安全管理官

**運航乗務員の不適切な行為及び不十分な安全管理体制について
(厳重注意)**

令和元年 5 月 1 日、遊覧飛行に乗務した機長について、飛行前に実施することが義務付けられているアルコール検知器による検査を実施せずに、遊覧飛行を行ったことについて、同日に貴社から大阪航空局に報告があった。

大阪航空局において、貴社から本事案の調査及び再発防止策の報告を受け、航空法第 134 条に基づく報告徴収及び立入検査を 10 月 10 日に実施して事実確認をした結果、当該機長は遊覧飛行の開始が予定していた時間よりも早くなったことからアルコール検査を失念し、飛行を開始したことが判明した。これは、航空法第 104 条第 1 項に基づき認可された貴社の運航規程において、一連の飛行前後において酒気帯びの有無を確認する規定に違反した行為であり、航空法第 119 条第 2 号に該当するものである。

また、他社において相次いで発生した航空会社における飲酒に係る不適切事案を受け、航空局が乗務前後におけるアルコール検査の義務化等のため関連通達を改正及び制定（平成 31 年 1 月 31 日付け国空航第 2282 号）し、同年 4 月 1 日から施行され、航空安全に対する国民の信頼を早急に回復させなければならない状況において、貴社が本事案を発生させたことは、飲酒に関する意識が希薄であったと言わざるを得ない。

さらに、上記事案に関する報告徴収では、別紙のとおり飲酒に関する社内安全管理体制が不十分であったことも判明した。

公共交通を担う航空運送事業者である貴社において、このような不適切な行為等が行われたことは極めて遺憾であり、厳重に注意する。

ついては、今後、このような事態が起こらないよう、本事案が発生した原因を調査し、必要な再発防止策を検討の上、令和元年 12 月 20 日（金）までに文書にて報告されたい。

飲酒に関する教育の不備及び不十分な安全管理体制

- アルコールに関する教育について、検査目的が適切に伝わっておらず、運航乗務員への理解の徹底が十分でない。
- 運航規程等に定めたアルコール検査に係る手順を規定しているものの、運航乗務員に対しアルコール検査の実施時期が十分に理解されていない。
- アルコール検査の立ち会い者が明確に定められておらず、立ち会い者の責任の所在が不明確であった。
- 会社自らが問題点を見つけ、実効性のある再発防止、改善の取り組みが十分に行われていなかった。